

令和2年第3回阿武町議会臨時会 会議録

第 1 号

令和2年6月1日(月曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 11時42分

議事日程

開会 令和2年6月1日(月) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第3号 町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 報告第4号 阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第7 議案第5号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)
- 日程第8 委員会付託
- 日程第9 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 議案第3号 町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 報告第4号 阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第5号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)

議席番号

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫 拓
3番	伊	藤	敬 久
5番	清	水	教 昭
6番	田	中	敏 雄
7番 副議長	中	野	祥 太 郎
8番 議 長	末	若	憲 二

欠席議員 なし

欠 員 1名

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本日、第3回阿武町議会臨時会が招集されました。議員各位におかれましては、諸事ご多端の中、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、岩手県を除き全国で猛威をふるったところですが、緊急事態宣言も解除となり、今後の日本経済等の復興を期待しておりましたが、ここにきて感染の第2波ではないかという事案が北九州市で発生しました。その中には、下関市の方も含まれています。今後、山口県で感染者が増えない事を祈っております。そのためには、自分が感染しない、大事な人に感染させないという事を心がけていくしかないと強く思っているところであります。

先月1日に第2回臨時会が招集され、コロナウイルス対策の補正予算が組まれたわけですが、国においては、まだまだ対策が不十分との事から、追加措置が組まれる事となりました。それに伴い、阿武町でも追加措置をとるための補正予算を組むための臨時会であると思っております。

本臨時会は議案5件ありますが、困っていらっしゃる町民の皆様方に一刻でも早い対応がとれるよう、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

○議長 本日の出席議員は、7人全員です。ただ今より令和2年第3回阿武町議会臨時会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、議案説明、委員会付託、討論、採決です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる5月1日開催の令和2年第2回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行うところですが、今月は新型コロナウイルス感染症対策等により諸行事が中止、延期になったため報告すべき事はありません。

町長あいさつ

○議長 ここで、本臨時会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) 木々の緑もいよいよ濃くなり、清々しい初夏の季節となりましたが、議員の皆様方にはご多忙中、また、急な招集にも関わりませず、本議会臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、去る5月26日に全国47都道府県全てにおいて「緊急事態宣言」が解除され、新しい生活様式を踏まえた中で、感染状況を見ながらではありますが、イベント開催などの制限も段階的に緩和する事とされたところであります。

また、国においては、コロナ関連第2次補正予算が、先月の27日に閣議決定され、追加対策の規模は117兆1千億円で、1次補正を含めると事業規模の合計は、GDP(国内総生産)の約4割に相当する233兆9,000億円と、超大型の対策となったところであります。

こうした中、本町におきましては、去る5月1日に、臨時議会を招集させて

頂き、第一弾となるコロナ対策関連の補正予算をご議決頂いたところであり、既に給付等も進んでいるところでありますが、本日もご提案申し上げる、本町独自の対策の第2弾につきましては、国、県の対応等を見ながら、6月定例会でご提案並びに、補正予算を計上させて頂こうというふうに思っていたところでありますが、議会最終日が6月23日の予定になっており、手続き等を考えると、実行までにまだまだ1ヶ月以上かかるという事になりますので、今現在、大変な状況下にある法人や個人事業主の方々に対しては、一刻も早く、必要な支援や対策を打つ事が求められている事、そして、1日でも早く、この困難を乗り越え、V字回復、或いはU字回復のスタートを切る必要があるとの判断から、急遽ではありますが、今回、臨時議会の招集をお願いしたところであります。議員各位のご理解を、宜しくお願いいたします。

ここで、去る5月1日の第2回阿武町議会臨時会において、ご議決いただきました一般会計補正予算の中で最も額の大きい、給付対象者一人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」につきまして、現在の状況をお繋ぎさせていただきます。

既にご案内のとおり、特別定額給付金の申請につきましては、5月1日のご議決後、直ちに各世帯宛での申請書類を郵便局に持ち込み、郵便局には事前に万全の体制をとって頂いておりましたので、直ちに配布に着手され、翌2日中には、全町全戸への配付が完了したとの連絡を受けました。

そして、翌日の5月3日からゴールデンウィークの連休期間中も含めて職員で体制を組み、毎日、本庁及び両支所に専用受付窓口を開設して、申請書の受付を行い、早い人では、5月8日から順次振り込みを開始し、現在に至っているところであります。

なお、この「特別定額給付金」は、引き続き8月2日まで、随時受付を行う事となっておりますが、ここで、直近の5月28日（先週の木曜日）現在の、振

り込み完了の状況を申し上げますと、対象世帯は全体で、1,560世帯であります。これに対して、申請済みが1,393世帯(率にして89.29%)が申請済みであります。給付対象者数につきましては、3,214人に対しまして、2,952人(率にして91.85%)の方々に対して、総額で2億9,520万円の振り込みが完了したところであります。従いまして、振り込み完了率は、金額ベースで91.85%という事になります。

なお、この月の4日にも手持ち分の振り込みをする予定としておりますが、これを完了しますと、支給額は、3億890万円となり、4日になりますと96.56%の振り込み率という事になります。

こうした中で、私といたしましては、この3億円を超える定額給付金が、有効な形でお困りの方の助けとなり、また、一方で出来るだけ町内で使用して頂き、経済の回復、或いは地域内経済循環に一役買ってくれる事を切に願っているところでもあります。

次に、前回の臨時議会でご議決頂いた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源とする、阿武町独自の各種の第1弾の緊急経済対策の申請状況等をお知らせいたします。5月29日現在で申し上げます。

まず、前年度の売上高が50万円以上の事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で30%以上減少している事業者、または国の緊急事態宣言を受けて休業に協力された事業者を対象に、国の「持続化給付金」に上乘せする形で、法人20万円、個人事業者10万円を支給する「事業継続緊急支援給付金」については、法人で4件80万円、個人事業者で32件320万円の申請があり、随時お支払いをしているところではありますが、現在もちょくちょく申請が上がって来ていますので、今後も支給額が増えてくるものと思っております。

次に、町内で飲食業を営んでいる個人及び法人で、最近1カ月の売上が前年

同月比で20%以上減少し、店内で新たにテイクアウトやデリバリー等を導入するなど、事業継続のために新たな販路の開拓などの取り組みに対して、補助率で10分の10、1事業者当たり上限で10万円を補助する「がんばる事業所応援補助金」については、現在のところ2件の申請が出されているところであります。

次に、事業所内の感染症予防対策備品の購入等に対して、補助率10分の9で、上限30万円を補助する「新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金」は、現在のところ2件の問い合わせをいただいております。

次に、最近1カ月の売上が、前年同月比で5%以上減少している事業者に対して、融資限度額1千万円、融資利率年1.5%で、保証料を全額町が負担すると共に、3年間の利子を全額補助する「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の融資保証及び利子補給」については、1件の申請があり、このほか、国の「新型コロナウイルス感染症対応資金」については、借り入れのために、町に対して8件の減収認定の申請があったところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧として、事業全般に使える給付金として、法人200万円以内、個人事業者で100万円以内を給付する国の「持続化給付金」につきましても、事業者がオンライン申請により直接国に申請する事となっておりますため、件数の把握は出来かねているところでありますが、問合せがあった場合には、まちづくり推進課を通じて、申請手続きの方法や萩阿武商工会阿武支所への紹介も行っているところであります。

こうした中、先日、国の第一次補正における「地方創生臨時交付金」について、本町分として4,977万7,000円の内示があったところであります。

また、国の今回の第2次補正における「地方創生臨時交付金」の追加配分額につきましても、総額で2兆円の追加とされておりますが、各市町村への実際の配分額は未確定であります。

しかしながら、第1次の1兆円からみても、2次は、2兆円でありますので、相当な額が予想されるところであります。

従いまして、これも見込み財源として、今回ご提案申し上げる本町の第2弾の対策につきましては、国の新たな対策等も注視しながら、また、国から示された「臨時交付金に対する109の活用事例」を参考に、職員間で侃々諤々の議論を重ね、協議・検討したところであります。

その結果、第2弾においては、当面の支援策はもとより、一日でも早い経済のV字回復、或いはU字回復を視野に入れて、幅広くスピード感を持って対応していくため、新たに阿武町独自の18の事業をセットさせていただきました。

なお、その概要につきましては、補正予算説明の際に、各担当参与から詳しく説明させていただきますので、私からの説明は省略させていただきますが、脱コロナに向けた対策は、先の第1次の緊急経済対策と合わせますと、合計で23事業となるところであり、この他にも国、県においては、家賃支援やひとり親世帯向けの支援、農林漁業者向けの新たな補助金の創設、官民一体となった需要喚起のためのGOTOキャンペーンなど、大規模な追加対策が打ち出されているところであります。

現在、国においては、全国での緊急事態宣言解除に合わせて、新型コロナウイルスへの基本的対応方針が改定され、社会経済活動の段階的な再開に向けた指針も示され、7月末までを感染拡大防止と経済活動が両立する「新しい生活様式」を定着するための移行期間と位置づけられています。

しかしながら、その一方で、油断しますと札幌や韓国、或いは北九州市の例からも明らかなように、「第2波」の流行も大きく懸念される訳でありますので、引き続き緊張感を持った中で、ウイルスと共に生きる「新たな日常」を過ごさざるを得ない状況であります。

私といたしましては、今後とも細心の注意を払うと共に、1日でも早い地域

経済の立て直しを図り、町民にとって、安全で安心な暮らしが一刻でも早く戻るよう、他市町に先がけて、あらゆる施策をスピーディーかつタイムリーに講じながら、精神誠意努めて参る所存でありますので、引き続き議員各位のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会でご審議をお願いいたします議案5件につきまして、その概要を簡単にご説明申し上げます。

先ず、議案第1号及び第2号は、税条例、及び国民健康保険税条例に関する専決処分で、法律等の改正や国の通知に関連して改正するもので、いずれも5月2日付けで専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に議案第3号「町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第4号「阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症により影響を受けられておる町民の皆さんの痛みとご苦勞を共有し、難儀をされている事業者の皆さんの気持ちに寄り添うために、給料または報酬月額10%を、6月から8月までの3カ月間それぞれ減額しようとするものであります。

次に、議案第5号「令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)」につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補正予算で、補正額は1億237万6,000円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は39億3,861万円となるところであります。

なお、今回の追加補正により新型コロナウイルス感染症関連の補正予算の総額は、1次補正を含めて4億5,361万円となり、今回の歳出に関する主なものは、先ほど申し上げました「地方創生臨時交付金」を財源とする18の事業であります。

以上、本日ご提案する議案5件の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

たが、詳細につきましては、後ほど担当参与から詳しく説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、清水教昭君、6番、田中敏雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、本日8時30分より議会運営委員会が開催され協議がなされました。協議の結果はお手元に配布の議事日程のとおりです。本臨時会の会期については議事日程のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議案第1号から日程第7 議案第5号

○議長 日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号までを一括議題とし

ます。まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。専決処分書につきましては2ページ令和2年5月2日付け専決処分書でございます。専決事件は、阿武町税条例の一部を改正する条例です。専決事由といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）が令和2年4月30日に公布、また同法律に関連し、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）及び関係政令等が令和2年4月30日に公布、同日から施行された事により、当町における新型コロナウイルス感染症に対する緊急に必要な税制上の措置を講ずるためであり、これの専決処分について報告し承認を求めるものです。改め文等につきましては、3ページからであります。新旧対照表は5ページないし9ページの間でございます。それでは説明につきましては、9ページからの説明資料によりご説明いたします。なお、今回の改正はすべて税制上の既存制度について必要な拡充・延長等の内容となっているものであります。

まず、最初でございますが、新型コロナウイルス感染症等影響対策という事で、最初の項目、固定資産税。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長についてであります。中小企業等の設備投資を支援するための税制上の措置、拡充・延長であります。概要説明ですが、本制度につきましては、生産性向上特別措置法改正関連で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、先端設備等導入計画に基づく設備投資、固定資産税を3年間ゼロとするものであります。

が、この対象に、今回、事業用家屋及び構築物を加え、全体の適用期限を2年延長するというものであります。現行本制度につきましては、平成30年の税制改正としてすでに導入され、その税率を市町村の判断でゼロ、0まで軽減できるという特例措置であり、阿武町においてもゼロ、0という事すでに導入している制度であります。これについて今回改正では拡充・延長という事で、対象について事業用家屋、構築物を追加し、また導入時期は2年延長し令和4年度までとするものであります。次ですが、10ページをお願いいたします。第2点目、軽自動車税関係、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長であります。概要説明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和元年10月1日から新規導入となった環境性能割の税率を軽減、マイナス1%ですが、これに特例措置、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間についてその適用期限を半年延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする、という内容であります。本制度につきましては、令和元年度税制改正で導入されたもので、当初税率を本来税率から1%軽減する臨時的軽減であります。この適応期間はこの9月末までとなっているものであります。これについて改正では令和3年3月31日までを軽減対象とするというものであります。その下の説明は現行軽減後の税率の一覧表です。ご参照をお願いできればと思います。次に11ページですが、第3点目、住民税、固定資産税等徴収の猶予制度の特例です。概要説明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少、具体的には前年同期比おおむね20%以上の減少、これは任意の1ヶ月間でございますけども、した場合において無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設ける、というものであります。現行要件としましては、地方税法により同延滞金につきましては1.6%、担保の適用については原則として担保の提供が必要とされ相当な損失や特別な事情等を除きますが、必要となっているところがございます。これについて改正では、新型コロナウイルス

の影響で任意の1ヶ月間でおおむね20%以上減収等あれば延滞金が免除、担保提供も不要とする内容であります。なお、これの対象となる地方税は今年の2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税であり、遡及適用も可能となっております。下の図は比較説明資料です。ご参照いただければと思います。次でございますが、次の12ページをお願いいたします。第4点目ですが、個人住民税、寄付金控除の適用に係る個人住民税における対応で、イベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る個人住民税における対応であります。概要説明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税において寄付金控除の対象となるもののうち住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とするという事ではありますが、つまり、イベント等が中止されそのチケット代等の払い戻しを放棄した場合に、これを主催者に対する寄附と捉え税制上寄付金控除の対象とするという内容であります。現行制度住民税の寄付金控除制度につきましては、個人が地方税法第314条の7第1項の各号に列挙された各種団体等に寄附を個人で行った場合において、住民税及び所得税において寄付金控除制度があります。今回の改正は(1)ですが、まず、国税所得税の寄付金控除について政府の自粛要請を踏まえてイベント等が中止になり、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額(上限は20万円)について寄付金控除の対象とし、これは対象期間として令和2年2月1日から令和3年1月31日までのイベントに限られています。これについて(2)ですが、住民税も同様に寄付金とみなして控除の対象とする、との内容であります。次の13ページ、最後の項目ですが、個人住民税住宅ローン控除制度の適用の弾力化。概要の説明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築等をした住宅に、令和2年12月末までに

入居できなかった場合でも、令和3年12月末までに入居等の要件をみたせば、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除特別控除の特例を適用できる事とするとの内容であります。現行では、住宅ローン控除制度は住宅取得後10年間ですが、現在消費税10%の導入時の特例として令和2年12月31日までの入居に限って13年間となっております。これについて改正では、新型コロナウイルス感染症の影響があった場合に限り、一定要件のもと、特に要件3ですが、入居要件を1年へ延ばし令和3年12月末までの入居要件まで特例の対象とする改正であります。以上が今回の主な主要項目の説明であります。14ページは条項別説明資料であります。この説明については省略いたします。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○**戸籍税務課長** 議案書の15ページをお願いします。議案第2号専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について説明いたします。専決処分書につきましては16ページでございます。令和2年5月2日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。専決事由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する基準が厚生労働省より通知(令和2年5月1日)された事により、当町における新型コロナウイルス感染症に対応する緊急に必要な減免措置を講ずるためであり、これの専決処分について報告し承認を求めものです。改め文につきましては次の17ページで、この内容につきましては、第23条の3第2項に次のただし書きを加えるもので、ただし町長が特に認める場合においてはこの限りでない。これは減免申請書の提出期限に関する部分で

ありますが、これについての文言追加であります。新旧対照表は18ページ、19ページからは説明資料です。内容につきましては、19ページからの説明資料により説明いたします。新型コロナウイルス感染症等の影響対策という事で、阿武町国民健康保険税の減免に関する一部改正です。概要説明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、条例において国の基準の適用を可能とするための一部改正、新型コロナウイルス感染症の影響の場合における申請期限の見直しであります。現行は、申請書、減免申請書がありますがその提出期限が納期限7日前となっておるところ、申請日以降に到来する納期にかかる保険税に限り減免申請と指定しておるところであります。改正につきましては、国の減免基準に対応するためただし書きを加え申請日以前に到来した納期に係る保険税についても減免申請を可能とする改正であります。以上が条例改正の説明ですが、20ページ、21ページには具体的に減免基準を示しております。詳細説明は省略しますが、簡単に概要について少し触れておきたいと思っております。21ページ上部、アですが、減免額につきましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯分につきましては全部減免。次にその下、イであります。新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の同収入より10分の3以上減少した場合、表1表2等で求めた段階的減免となっております。次に、次ページですが減免の対象となる保険税につきましては、令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の設定であるものとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第3号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは22ページをお願いいたします。議案第3号、町長及び教育

長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮を強いられている町民や事業者の皆さんとの痛みを共有するため、町長、副町長及び教育長の特別職の給料を6月から3ヶ月間10%減額するものであります。それでは23ページの新旧対照表によりご説明をいたします。まず、題名及び第1条第2条につきましては現行の特例条例には副町長に関連する文言が入っていませんので新たに「町長」の部分を「町長及び副町長」に、給与条例に関連する部分の「町長」を「町長等」に改正。そして、第3条で教育長に係る現行の特例条項を100分の5から100分の10に改正し、第4条で特例の期間を今年6月1日から8月31日までとするものであります。また、第5条は今回の特例期間における期末手当及び退職手当の算定については影響を及ぼさない旨を規定するものであります。なお今回の減額により特別職の削減額の合計は54万900円となります。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** それでは25ページをお願いいたします。議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これも特別職と同じく議会議員においても新型コロナウイルス感染症の影響により困窮を強いられている町民や事業者の皆さんとの痛みを共有するため、議会議員の議員報酬を6月から3ヶ月間10%減額するものであります。それでは26ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず、第2条につきましては現行の特例条項の100分の20を100分の10に改正し、第3条で特例の期間を今年6月1日から8月31日とするものであります。また、第4条は今回の特例の期間における期末手当の算定につきましては影響を及ぼさない旨を規定するものであります。なお今回の減額により議員報酬の削減額の合計は42万

8,400円となります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)、
について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは27ページをお願いいたします。議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。今回の補正額は予算総額に1億237万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億3,861万円と定めるものであります。また、第2項において歳入歳出の予算の款、項の区分とその金額は別冊予算書の第1表歳入歳出の予算補正のとおりとするものであります。なお、今回の追加補正により新型コロナウイルス感染症関連の補正予算の総額は第1次補正予算額を含めて4億5,361万円となります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は8ページ、歳出からお願いします。1款議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、老人福祉費、特別定額給付金給付事務費、阿武町特別定額給付金給付事業費、阿武町特別定額給付金給付事務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費、児童クラブ費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、公立学校情報機器整備事業費、阿武町図書コーナー整備事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出を終わります。続いて、歳入に入ります。6ページ、14款国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第8 委員会付託

○議長 日程第8、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。ここで、行財政改革等特別委員会のため、暫時休憩をいたします。この後、10分休憩の後、10時10分より阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

休憩 10時 00分

(この間、阿武町行財政改革等特別委員会)

再開 11時 28分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第1号から日程第10 議案第2号

○議長 日程第9、議案第1号から日程第10、議案第2号までを一括議題といたします。まず、特別委員会に付託されました議案2件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第2号までの2件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)の審議に入りました。この改正は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながら新たに設備投資を行う中小企業を支援する観点からの固定資産税の特別措置の拡充・延長をはじめ、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減適用期限の延長、収入が大幅に減少した場合における無担保、延滞金なしの徴収猶予、イベント等中止による入場券の払戻請求権を放棄した場合の個人住民税における寄附金控除の適用、個人住民税における住宅ローン控除に係わる適用の延長が主な改正の内容であるとの説明を受け質疑に入りました。慎重審議を行いました。特に質疑もなく承認すべきものと決しました。続いて、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の審議に入りました。今回の改正は、

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し被保険者等に関する国民健康保険税の減免につき、条例により国の基準の適用を可能とするための一部改正であるとの説明を受け質疑に入りました。慎重審議を行いました。特に質疑もなく承認すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第2号までの2件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は議案第1号から議案第2号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第11 議案第3号から日程第12 議案第4号

○議長 次に、日程第11、議案第3号から日程第12、議案第4号までを一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案2件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第3号から議案第4号までの2件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第3号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について審議に入りました。これは、新型コロナウイルス感染症による影響を受けておられる町民の皆さんの痛みとご苦勞を共有し、難儀をされている事業者の皆さんの気持ちに寄り添うため、町長、副町長及び教育長の給与を令和2年6月から8月までの3ヶ月間10%削減するものであるとの説明を受け質疑に入りました。慎重審議を行いました。特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、議会議員についても特別職と同じく、議員報酬を令和2年6月から8月までの3ヶ月間10%削減するものであるとの説明を受け質疑に入りました。慎重審議を行いました。特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第3号から議案第4号までの2件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は議案第3号から議案第4号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第3号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

○議長 日程第13、特別委員会に付託されました議案第5号について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第5号について、審議の内容と結果の報告をいたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関する町としての対策の第2弾として、地方創生臨時交付金を活用して経済対策等に取り組むものであると、各課から具体的な説明を受けまして質疑に入りました。

2款総務費の中で、財産管理費、東光寺町有施設改修工事について、シェアオフィス、サテライトオフィスとして利用するという事の説明があったけれども、事業内容や工事の内容について少し詳しく聞きたい、といった質問がありました。それに対し、これまで(株)ナベルに貸し付けていましたけれども、新工場建設に伴い町に返還をされました。今後、その場所を新たな企業誘致や新たなしごと創出の受け皿として、シェアオフィスやサテライトオフィスといった形で利用できるように屋根や床等を改修し、或いは外壁等も改修しWiFi設備の整った環境を整備するものである、というふうに説明がありました。その他、3款民生費2目老人福祉費の敬老の日大会の時の商品についての質疑がありました。或いは7款商工費で3目道の駅産業振興費について、道の駅の改修工事の内容について説明を受けるべく質疑がありましたけれども、それぞれについて執行部より適切な答弁がございました。その他質疑はなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第5号につきまして、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

以上で、本日の全日程を終了しました。これにて、令和2年第3回阿武町議会臨時会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久